

法人役員報酬費規定

- 第一条 当法人の役員にかかる報酬について定める。
- 第二条 会議等の報酬は理事 20,000 円 評議員 20,000 円
監事 20,000 円 外部委員 20,000 円 とする。
- 第三条 役員にかかるその他の出費は職員の規定に準ずる。
- 第四条 当規定は平成30年4月1日より施行する。